

第2章 財 産

○石狩川流域下水道組合財政調整基金条例

制 定 平成2年2月20日 条例第3号

(趣旨)

第1条 石狩川流域下水道組合の財政の健全性を確保し、1号特別負担の償還及び災害その他により生ずる不測の財政需要もしくはこれにより生じた不足額に充てるため、石狩川流域下水道組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置するものとし、法令に定めるものを除くほか基金の管理及び処分については、この条例の定めるところによる。

(積立)

第2条 基金として、次に掲げる収入を積立てるものとする。

(1) 一般会計において予算に定める額

(2) 基金の運用から生ずる収益

2 前項第2号の収入は、一般会計を通じ基金に編入するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は必要に応じ、最も有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 組合長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第5条 基金は、予算の定めるところ又は議会の議決を得た場合は次の各号の一に該当する経費に充当することができる。

(1) 石狩川流域下水道組合を組織する市町が負担した1号特別負担の償還に要する経費に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。

(2) 災害により生じた経費の財源に充てるとき。

(3) その他必要やむを得ない理由により経費の財源に充てるとき。

(施行細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。